

出来事（2012年1月）

1. 食品添加物の新規指定

1月の新規指定はありません。

香料4品目及びサッカリンカルシウムが薬食審・食品衛生分科会での審議、WTO通報等、指定に向けた手続きが進められています。

- 1) (3-アミノ-3-カルボキシプロピル)ジメチルスルホニウム塩化物
- 2) 2-エチル-6-メチルピラジン
- 3) トリメチルアミン
- 4) trans-2-メチル-2-ブテナール
- 5) サッカリンカルシウム

2. 未審査の遺伝子組換え食品添加物

1) 昨年12月5日、厚生労働省は、①CN01-0118株を利用して生産された5'-イノシン酸二ナトリウム、②2)KCJ-1304株を利用して生産された5'-グアニル酸二ナトリウムについては、遺伝子組換え審査の手続きを経ず流通していたとし、内閣府食品安全委員会（以下、食品安全委員会）に健康影響評価を求めました。1月13日に開催された食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会で審議され、健康影響評価書を食品安全委員会に報告することとされました。1月19日から意見募集（パブリックコメント）が開始されました。

2) 昨年12月22日、厚生労働省は、「食品衛生法第11条第1項に基づく『組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続』（平成12年厚生省告示第233号）第3条に定める安全性審査を経ていなかった遺伝子組換え微生物を利用した添加物『リボフラビン（ビタミンB₂）』と『キシラナーゼ』が確認された」と報じました。

①リボフラビンの取扱い

平成23年12月20日、厚生労働省は、BASF ジャパン株式会社に対し、当該リボフラビンの輸入、販売を取りやめるよう指示するとともに、食品安全委員会の安全性評価に必要となる資料の提出を指示しました。1月6日に食品安全委員会に健康影響評価依頼がなされました。

* ロッシュ・ビタミン・ジャパン株式会社の遺伝子組換えリボフラビン（ビタミンB₂）については、食品衛生調査会バイオテクノロジー特別部会で安全性確認がなされ、2001年3月30日に告示されています。

②キシラナーゼの取扱い

平成23年12月21日、厚生労働省は、キシラナーゼについても輸入、販売を取りやめるよう指示するとともに、現時点で安全性に関する情報が確認できないため、本日、同社を所管する自治体を通じ、当該製品及び当該製品を用いた食品の回収を指示しました。

* 遺伝子組換え技術を使用した *Bacillus subtilis* 由来のキシラナーゼについては、2004年にADIが「not specified」とされ、JECFA規格が修正されています。

3. 消費者庁・食品表示一元化

1) 2012年1月19日、三田共用会議室にて、消費者庁の「食品表示一元化検討会」の第5回の会合が行われました。

- ・食品表示の適用範囲について
- ・栄養表示の義務化について

中間論点整理と関係団体等へのヒヤリングが実施される予定です。

2) 三菱総合研究所による「食品表示に関するアンケート調査」が実施されました。

4. 中国産遺伝子組換え米に対するEUの措置（規制拡大）

2008年及び2011年に実施された食品獣医局（FVO）による視察で、中国産遺伝子組換え米がどの程度（量、種類等）あるのか不確実であり、EUで流通するリスクが高いため、規制を拡大すると必要があるとされました。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:343:0140:0148:EN:PDF>

2009年3月、私は米の遺伝子組み換えを研究している中国水稻研究所を訪問し、研究が進んでいるとの強い印象を受けました。

5. 食品の放射能問題

1) 規制（新たな規制値）

飲料水：10Bq/kg、牛乳：50Bq/kg、乳児用食品：50Bq/kg、一般食品：100Bq/kg とする新しい規制を、本年4月から施行することとし、1月13日、WTO 通報されました（2月10日迄）。

2) 出荷制限（2012年1月10日 現在）厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001a3pj-att/2r9852000001a3rg.pdf>

3) 検査結果（12月26日 現在）厚生労働省 第282報

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001z7jg.html>

- これまでに暫定規制値を超える放射性物質が検出された品目

ア：野菜類

たけのこ、ほうれんそう、原木しいたけ（露地栽培、施設栽培）、ブロッコリー、ウメ、アブラナ、小松菜、茎立菜、キャベツ、信夫冬菜、アラメ、紅葉苔、みずな、サニーレタス、くさそてつ、かぶ、花わさび、ビタミンナ、山東菜、セリ、パセリ、春菊、かきな、ちじれ菜、ちんげんさい、セルリー、サンチュ、ビワ、イチジク、ユズ（出荷制限 2011.08.29.）、きのこ類（野生のもの、出荷制限：2011.9.15.）、クリ（出荷制限 2011.09.20）、原木ナメコ（出荷制限 2011.10.31.）、原木クリタケ（露地栽培、出荷制限 2011.11.08.）、米（出荷制限 2011.11.17）、キューイフルーツ（出荷制限 2011.12.09）、

イ：乳製品 原乳

ウ：肉等 牛肉、イノシシ肉（出荷制限 2011.11.09）、クマ肉（出荷制限 2011.12.2.）

エ：水産物

アユ、ヤマメ、アイナメ、イカナゴ稚魚、シラス、ホッキガイ、キタムラサキウニ、ウグイ、シロメバル、ワカサギ、エゾイソアイナメ、ムラサキイガイ、ウニ、イワナ、イシガレイ、ムクズガニ、コモンカスベ、ババカレイ、ヒラメ、ウスメバル、ホンモロコ、ワカメ、ヒジキ

オ：その他

生茶葉、荒茶、製茶、小麦、なたね

4) 生薬の放射性物質の検査結果

1月16日、厚生労働省は、センブリ（セシウム134 19Bq/kg）とチクセツニンジン（セシウム137 6.9Bq/kg）から放射性物質を検出したとの日本製薬団体連合会からの報告を公開しました。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000204ca.html>

5) 海外における日本製品の規制

諸外国の輸入に当たっての規制措置は、農林水産省のホームページに紹介されています。

（2月3日現在、但し、輸出に当たっては直接確認して下さい。）

http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/pdf/kensa_0203.pdf

農林水産物の輸出に関する証明書の発行についても、農林水産省のホームページに掲載されています。（1月19日現在）
http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei.html

また、諸外国向け水産物の輸出証明の窓口も掲載されています。（11月18日現在）

http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/pdf/ichiran_1118.pdf

6) 放射能測定で新サービス

1月26日の「食品化学新聞」に、クロマトサイエンス（大阪市淀川区）は、食品・流通などの事業者に向けて、ゲルマニウム半導体検出装置を貸し出す「レンタル・ラボ」サービスを開始するとの記事が掲載されました。

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(2012年1月10日 現在)

		福島県		
		出荷制限	摂取制限	
野菜類	原乳	2011/3/21～:(2市6町3村 ^{※1)})	—	
	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	2011/3/23～:(2市6町3村 ^{※2)}) (ホウレンソウ、カキナは3/21～)	2011/3/23～:(2市6町3村 ^{※2)})	
	結球性葉菜類 (キャベツ等)	2011/3/23～:(2市6町3村 ^{※3)})	2011/3/23～:(2市6町3村 ^{※3)})	
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)	2011/3/23～:(2市6町3村 ^{※3)})	2011/3/23～:(2市6町3村 ^{※3)})	
	カブ	2011/3/23～:(2市6町3村 ^{※2)})	—	
	原木シイタケ(露地栽培)	2011/4/13～:(4市7町3村 ^{※4)})	2011/4/13～:(飯館村)	
		2011/4/18～:(福島市)		
		2011/4/25～:(本宮市)		
		2011/10/18～:(二本松市)		
	原木シイタケ(施設栽培)	2011/7/19～:(伊達市)	—	
		2011/7/22～:(新地町)		
		2011/11/14～:(川俣町)		
		2011/10/31～:(相馬市、いわき市)		
	原木ナメコ(露地栽培)	2011/9/15～:(11市21町11村 ^{※5)}) (熊谷町、宮内町の東部地区については、9/6から出荷制限)	2011/9/15～:(いわき市、棚田町)	
2011/10/18～:(喜多方市)		2011/9/20～:(南相馬市) (浪江町の田代町については、9/6から摂取制限)		
キノコ類 (野生のものに限る。)	2011/10/18～:(喜多方市)	—		
たけのこ	2011/9/9～:(伊達市、相馬市、三春町)	—		
くまそでつ(ごごみ)	2011/9/18～:(南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村)	—		
ウメ	2011/9/9～:(福島市、桑折町)	—		
ユズ	2011/8/2～:(福島市、伊達市、桑折町)	—		
ユズ	2011/8/29～:(福島市、南相馬市)	—		
クリ	2011/10/14～:(伊達市、桑折町)	—		
クワ	2012/1/10～:(いわき市)	—		
キウイフルーツ	2011/9/20～:(伊達市、南相馬市)	—		
穀類	米(平成23年産)	2011/12/9～:(相馬市、南相馬市)	—	
		2011/11/17～:(福島市(旧小国村の区域に限る。))	—	
		2011/11/29～:(伊達市(旧小国村及び旧月形町の区域に限る。))	—	
		2011/12/5～:(福島市(旧福島市の区域に限る。))	—	
		2011/12/8～:(二本松市(旧浪川村の区域に限る。))	—	
		2011/12/9～:(伊達市(旧桂沢村及び旧富成村の区域に限る。))	—	
		2011/12/19～:(伊達市(旧掛田町の区域に限る。))	—	
		2012/1/4～:(伊達市(旧奥本村の区域に限る。))	—	
		イカナゴの稚魚	2011/4/20～:(全域)	2011/4/20～:(全域)
		水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	2011/6/6～:(楡葉、浪江及び小野川流域並びにこれらの河川に流入する河川、多田川(楡葉との合流点から上流の部分に限る。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。))及び真野川 2011/8/17～:(高野川(支流を含む。))
ウグイ	2011/8/17～:(高野川(支流を含む。))		—	
アユ(養殖を除く。)	2011/8/27～:(阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。))、真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。))		—	
牛肉 ^{※6)}	2011/7/19～:(全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)		—	
肉	イノシシ肉	2011/11/19～:(相双地域(2市7町3村) ^{※7)}) 2011/11/25～:(県北地域(4市3町1村) ^{※8)}) 2011/12/2～:(5市10町2村) ^{※9)}	2011/11/19～:(相双地域(2市7町3村) ^{※7)}) 2011/11/25～:(県北地域(4市3町1村) ^{※8)})	
	クマ肉	2011/12/2～:(6市13町8村) ^{※10)}	—	
	鶏肉	—	—	

		茨城県	
		出荷制限	摂取制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	2011/10/14～:(土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市、茨城町、阿見町)	—
	原木シイタケ(施設栽培)	2011/10/14～:(土浦市、鉾田市、茨城町)	—
肉	イノシシ肉	2011/12/21～:(全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)	—
その他	茶	2011/6/2～:(29市8町2村 ^{※11)})	—

		栃木県	
		出荷制限	摂取制限
野菜類	原木クリタケ(露地栽培)	2011/11/7～:(鹿沼市、矢板市)	—
	原木ナメコ(露地栽培)	2011/11/8～:(大田原市、那須塩原市)	—
肉	牛肉 ^{※6)}	2011/11/14～:(6市6町 ^{※12)}) 11/14～:(那須塩原市、日光市)	—
	イノシシ肉 シカ肉	2011/8/2～:(全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	—
その他	茶	2011/12/5～:(全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)	—
その他	茶	2011/12/2～:(全域)	—
その他	茶	2011/8/2～:(鹿沼市、大田原市)	—
その他	茶	2011/7/8～:(栃木市)	—

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字藤原、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、富岡町、大原町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村及び飯沼村

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字藤原、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町、富岡町、大原町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村及び飯沼村

※3 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字藤原、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町、富岡町、大原町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村及び飯沼村

※4 伊達市、相馬市、南相馬市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大原町、富岡町、楢葉町、飯沼村、葛尾村及び川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)

※5 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、郡山市、川俣町、磐石町、石川町、浅川町、相馬町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢祭町、楢町、猪苗代町、広野町、楢葉町、富岡町、大原町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、飯沼村

※6 当施設において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。))及び出荷への出荷を差し控えるよう要請

※7 相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大原町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯沼村

※8 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※9 郡山市、須賀川市、田村市、白河市、いわき市、磐石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、相馬町、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、飯沼村

※10 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、飯沼村

※11 水戸市、日立市、土浦市、石岡市、結城市、笠井町、下妻市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、利根市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、鉾原町、大子町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美海村

※12 足利市、佐野市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町

6. 除草剤トリフルラリンの魚介類への残留基準値の設定

1月26日、内閣府食品安全委員会は、トリフルラリンのADIを0.024mg/kg bw/日と設定するとの審議を厚生労働省に通知することとしました。今後は、厚生労働省の審議がなされ、現在の基準（検出されず≒0.001ppm）から、0.01ppm程度に緩和されると思われます。

7. 消費者のためのグルテンのアドバイス（英国 FSA）

1月12日、英国 FSA は、グルテン不耐症のために、1月1日に発効した新しい食品表示法の理解のために、ファクトシートを作成しました。「セリアック（coeliac disease）患者に相応しい」との文言と一緒に使用する。

「グルテンフリー」：20ppm 以下

「極めて低いグルテン」100ppm 以下

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2012/jan/glutenfactsheet>

8. 輸入食品の特徴的な食品衛生法違反事例（2012年1月）特筆すべき事例のみ紹介します。

- ・富士通商株式会社、株式会社ローヤル、IMP 西本株式会社がメキシコから輸入した「生鮮アボガド」の命令検査で、一律基準（0.01ppm）を超えてメタミドホスが残留したとして、廃棄、積み戻し等が指示されました。
- ・ベトナムから輸入された「冷凍養殖むきえび」、「冷凍養殖えび」、「冷凍ボイルむきえび（養殖）」、「無加熱摂取冷凍食品：えび類」、「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱：えび類）」等の命令検査で、0.01～0.12ppm の合成抗菌剤エンロフロキサシン検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積み戻し等が指示されました。
- ・台湾から、佳成食品株式会社が輸入した「養殖活うなぎ」の命令検査で、殺虫剤フェニトロチオン 0.036ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積み戻し等が指示されました。
- ・中国から、三菱商事株式会社が輸入した「加熱食肉製品（過熱後包装）：つくね串」の命令検査で、合成抗菌剤フラゾリドン(AOZ として)0.002 ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積み戻し等が指示されました。
- ・中国から輸入された「こし白あん」の自主検査でシアン化合物が 12mg/kg、ブラジルから輸入された「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：キャッサバ」の命令検査でシアン化合物が 42mg/kg 検出され、廃棄、積み戻し等が指示されました。

（作成：2012年2月3日）